

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節に準じる。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

- 1 災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は、別表19及び別表20のとおりとする。
- 2 災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は、別表21及び別表22のとおりとする。
- 3 現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は、別表23及び別表8のとおりとする。
- 4 緊急時体制における現地本部等の組織は、別表9、原子力災害合同対策協議会の構成員等は別表10に準拠する。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、水産振興課、薩摩川内市、関係周辺市町]

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている県防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第4節 緊急時モニタリングの実施

[実施責任：原子力規制委員会、原子力安全対策課、環境放射線監視センター]

1 測定局が被災した場合の対応

緊急時モニタリングセンターは、モニタリングポストなどの固定測定局が被災した場合、モニタリングカー、可搬型モニタリングポスト等の設備・機器による緊急時モニタリングを状況に応じて実施する。

2 現場の状況等を勘査した実施計画作成

国は、緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘査し、緊急時モニタリング実施計画を作成するものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

1 避難、屋内退避等の対応方針

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、薩摩川内市、関係周辺市町]

(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、地震、津波、暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など、屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難する。

また、U P Z内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、P A Z内における予防的防護措置について初期対応段階で検討するものとする。

また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とす

る緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県、薩摩川内市及び関係周辺市町の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(3) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

避難、屋内退避等の防護措置は、第4章第5節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。

(4) 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

U P Z内において、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、薩摩川内市及び関係周辺市町により設定される近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。

その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所をU P Z内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

2 避難誘導時の配慮

[実施責任：危機管理課、災害対策課、広報課、保健医療福祉課、社会福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、高齢者生き生き推進課、県教育庁、県警察、薩摩川内市、関係周辺市町]

(1) 危険箇所の情報提供

県は、住民等の避難誘導にあたっては、薩摩川内市、関係周辺市町及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町が行う要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

3 広域避難体制

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、生活衛生課、住宅政策室、薩摩川内市、関係周辺市町、防災関係機関]

(1) 避難所等の被害状況把握

県は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、薩摩川内市及び関係周辺市町を通じて、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 受入市町村の協力

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入市町村に対し、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

(3) 避難経路

避難経路については、努めて幹線道路を通すこととするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

県は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう薩摩川内市及び関係周辺市町に助言するものとする。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

県は、薩摩川内市、関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物のためのスペースの確保について対策を実施する。

(6) 避難所における情報提供

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(7) 応急仮設住宅の供給

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第6節 緊急輸送活動体制の確立

[実施責任：自衛隊，指定地方行政機関，危機管理課，災害対策課，消防保安課，交通政策課，道路維持課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村，その他防災関係機関]

1 代替輸送道路の確保

県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び指定地方行政機関と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

2 車両等の確保等

県は、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

3 代替輸送手段の調整

県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、保健医療福祉課、藁務課、県警察、薩摩川内市、関係周辺市町]

県は、薩摩川内市、関係周辺市町、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、広報課、水産振興課、北薩地域振興局、鹿児島地域振興局、薩摩川内市、関係周辺市町等]

1 原子力発電所情報の定期的な広報

県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

2 情報伝達手段の確保

県は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

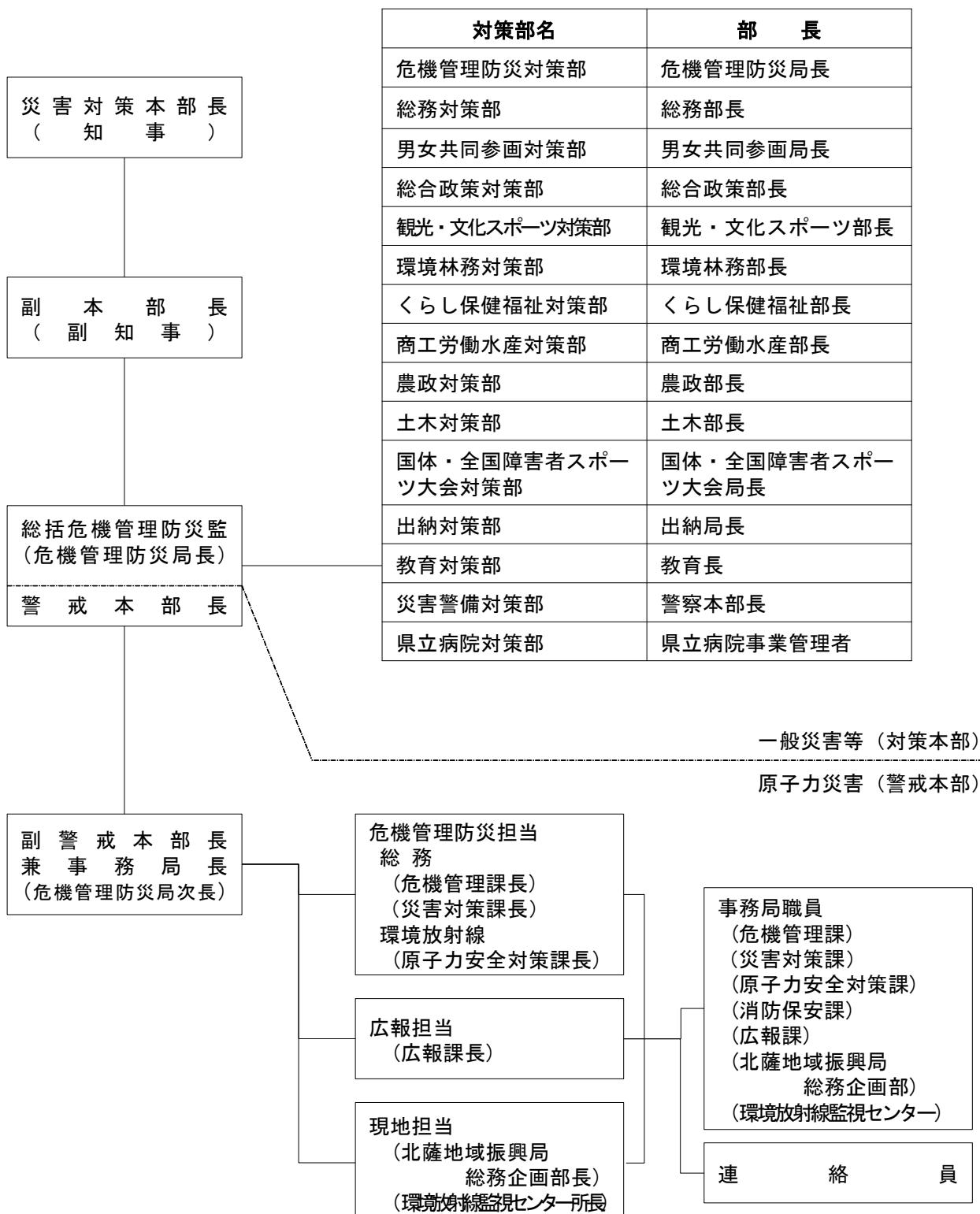
3 住民相談窓口の設置

県は、災害対策本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県行政庁舎内に開設するものとする。

4 広域的な情報提供

県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

別表19 災害警戒本部の組織図（複合災害時）



別表20 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務（複合災害時）

職名	充當職	所掌事務
警戒本部長	総括危機管理防災監 ※一般災害等における危機管理防災対策部長を兼務	知事の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	危機管理防災局次長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	危機管理防災局次長	警戒本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
危機管理防災担当 総務	危機管理課長 ※自然災害以外の災害における本部連絡班長 災害対策課長 ※自然災害における本部連絡班長	原子力発電所や環境放射線モニタリング情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
環境放射線	原子力安全対策課長	
広報担当	広報課長	
現地担当	北薩地域振興局総務企画部長 環境放射線監視センター所長	
事務局職員	危機管理課職員 災害対策課職員 原子力安全対策課職員 消防保安課職員 広報課職員 北薩地域振興局総務企画部職員	上司の命を受け、警戒本部の事務を処理する。
	環境放射線監視センター職員	環境放射線モニタリングによる周辺環境の状況把握
連絡員	関係部(局・室・庁)において鹿児島県災害対策本部規程の連絡員に充てられている職員	上司の命を受け、関係部署との連絡にあたる。

※一般災害対策等における東京地方連絡部、災害対策支部における所掌事務等については、各編に定めるとおりとする。

別表21 対策本部体制における災害対策本部の組織図（複合災害時）

別表21 対策本部体制における災害対策本部の組織図（複合災害時）



別表22 災害対策本部の組織、構成、所掌事務（複合災害時）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
危機管理 防災対策部 (危機管理 防災局長)	本部連絡班	危機管理課 災害対策課 原子力安全 対 策 課 消防保安課	<p>1. 災害対策本部会議の運営、現地本部及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2. 災害状況の把握に関すること。</p> <p>3. 各対策部及び各関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>4. 原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。</p> <p>5. 県における防護措置の決定に関すること。</p> <p>6. 緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。</p> <p>7. 災害応急対策の総合調整に関すること。</p> <p>8. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p> <p>9. 自衛隊等の出動要請に関すること。</p> <p>10. 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。</p> <p>11. 現地災害対策本部等の災害対策事務に要する経費に関すること。</p> <p>12. 市町村災害対策本部の運営指導に関すること。</p> <p>13. 無線通信の運用及び保守に関すること。</p> <p>14. 都市ガス、LPGガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。</p> <p>15. 代替オフサイトセンターの開設に関すること。</p> <p>16. 業務継続計画に関すること。</p> <p>17. 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。</p> <p>18. 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>19. 本部長が特に命じたこと。</p>

対策部名	班 名	課 名	所掌事務
総務対策部 (総務部長)	秘書班	秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	人事班	人事課	<p>1. 総務対策部の総括に対すること。</p> <p>2. 災害時における人員の動員及び調整に関するこ と。</p> <p>3. 部内の災害対応要員の確保及びローテーション に関すること。</p> <p>4. 市町村に対する応援の派遣に関すること。</p> <p>5. 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の 被害状況の確認並びに職員等への支援に関するこ と。</p>
	広報班	広報課	<p>1. 広報に関するこ と。</p> <p>2. 災害写真に関するこ と。</p> <p>3. 報道機関との連絡調整に関するこ と。</p> <p>4. 住民からの相談に係る連絡調整に関するこ と。</p>
	学事法制班	学事法制課	<p>1. 県立短期大学及び私立学校(大学、短大及び幼稚 園を除く。)の被害の調査及び対策に関するこ と。</p> <p>2. 教育施設との連絡調整に関するこ と。</p>
	市町村班	市町村課	<p>1. 被災市町村の行財政運営に対する助言に関する こ と。</p> <p>2. 市町村の応急復旧に要する資金に関するこ と。</p>
	財政班	財政課	<p>1. 災害対策に必要な経費の予算経理に関するこ と。</p> <p>2. 県有財産の被害の調査に関するこ と。</p>
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関するこ と。
	総務事務班	総務事務センター	<p>1. 職員の安全衛生管理に関するこ と。</p> <p>2. 職員の災害の補償に関するこ と。</p> <p>3. 災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合と の連絡調整に関するこ と。</p>

対策部名	班名	課名	所掌事務
男女共同参画 対策部 (男女共同参画局長)	青少年男女 共同参画班	青少年男女 共同参画課	1. 男女共同参画対策部の総括に関すること。 2. 青少年男女共同参画課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4. PAZ避難施設の調整に関すること。
	くらし共生 協 働 班	くらし共生 協 働 課	1. くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2. 関係物資の価格需要動向の実態等調査に関すること。 3. 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関すること。
総合政策 対策部 (総合政策部長)	総合政策班	総合政策課	1. 総合政策対策部の総括に関すること。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	デジタル推進 班	デジタル推進 課	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	統 計 班	統 計 課	他の班の応援に関すること。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1. 公共交通機関に関すること。 2. 県バス協会等への協力要請に関すること。
観光・文化ス ポーツ対策部 (観光・文化 ス ポ ーツ 部 長)	P R 観光班	P R 観光課	1. 観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2. 観光・文化スポーツ対策部関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。 4. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5. P R 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 6. 観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人の被災状況調査等の支援に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
観光・文化スポーツ対策部 (観光・文化スポーツ部長)	文化振興班	文化振興課	1. 文化振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2. PAZ避難施設の調整に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ・コンベンション整備班	スポーツ・コンベンション整備班	スポーツ・コンベンションセンター関連施設の被害の調査及び対策に関すること。
環境林務対策部 (環境林務部長)	環境林務班	環境林務課	1. 環境林務対策部の総括に関すること。 2. 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3. 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 4. 風評被害対策に関すること。 5. 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。 6. 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 7. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1. ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 2. 回収油の処分についての連絡調整に関すること。
	自然保護班	自然保護課	1. 野生生物の保護に関すること。 2. 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	森林経営班	森林経営課	1. 特用林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 特用林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。 4. 造林地等の被害調査に関すること。 5. 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
環境林務 対策部 (環境林務 部長)	かごしま材 振興班	かごしま材 振興課	1. 林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 林道の被害の調査及び応急措置に関すること。 4. 災害復旧用木材の供給に関すること。 5. 風評被害対策に関すること。
	森づくり 推進班	森づくり 推進課	1. 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。 2. 県営林の被害の調査に関すること。 3. 林野火災に関すること。 4. 森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
くらし保健 福祉対策部 (くらし保健 福祉部長)	保健医療 福祉班	保健医療 福祉課	1. くらし保健福祉対策部の総括に関すること。 2. 保健所との連絡に関すること。 3. 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4. 医療機関との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5. 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものに限る。）に関すること。 6. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7. 原子力災害医療対策に関すること。 8. 被災者の医療救護に関すること。 9. 災害救護事務(死体の検案を含む)に関すること。 10. 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 11. 安定ヨウ素剤の備蓄、確保、安定ヨウ素剤関連の資機材の保管・管理、調整に関すること。
国民健康保険班	国民健康保険課		災害による国民健康保険税等の減免に関すること。
社会福祉班	社会福祉課		1. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。 3. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。 4. 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 5. 義援金品に関すること。 6. 救助状況の報告に関すること。 7. ボランティア活動の情報提供に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
くらし保健 福祉対策部 (くらし保健 福祉部長)	健康増進班	健康増進課	1. 感染症予防に関すること。 2. 被災者及び災害対策要員の健康管理に関すること。 3. 感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること。
	新型コロナウイルス感 染症感染症防止対策班	新型コロナウイルス感 染症感染症防止対策課	他の班の応援に関すること。
	新型コロナウイルス感 染症療養調整班	新型コロナウイルス感 染症療養調整課	他の班の応援に関すること。
	医師・看護人材班	医師・看護人材課	他の班の応援に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1. 被災した障害者の援護に関すること。 2. 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策 に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	1. 災害時における上水道その他の衛生施設の維持 に関すること。 2. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。 3. 飲料水の摂取制限等及び供給に関すること。 4. 飲食物の摂取制限に関すること。 5. 風評被害対策に関すること。 6. 動物(ペットに限る。)救援対策に関すること。
	薬務班	薬務課	1. 安定ヨウ素剤以外の災害対策医薬品の備蓄及び 確保に関すること。 2. 救急用医薬品、安定ヨウ素剤以外の衛生資材及び 防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 3. 血液の確保に関すること。 4. 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
	子ども家庭班	子ども家庭課	1. 被災した児童の援護に関すること。 2. 被災した母子世帯及び父子世帯の援護に関する こと。 3. 子ども家庭課所管の社会福祉施設の災害応急対 策に関すること。 4. 被災した妊娠婦や乳幼児の援護に関すること。
	子育て支援班	子育て支援課	子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園 の被害の調査及び対策に関すること。
	高齢者生き 生き推進班	高齢者生き 生き推進課	1. 被災した高齢者の援護に関すること。 2. 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災 害応急対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
商工労働水産対策部 (商工労働水産部長)	商工政策班	商工政策課	1. 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2. 商工労働水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。 4. 災害用物資の入手あっせんに関すること。 5. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	中小企業支援班	中小企業支援課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	販路拡大・輸出促進班	販路拡大・輸出促進課	他の班の応援に関すること。
	産業人材確保・移住促進班	産業人材確保・移住促進課	他の班の応援に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	エネルギー対策班	エネルギー対策課	他の班の応援に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1. 漁業関係の被害の調査に関すること。 2. 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3. 水産物の汚染状況調査に関すること。 4. 水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 5. 風評被害対策に関すること。 6. 災害対策用船艇の斡旋に関すること。 7. 緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 8. 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1. 漁港施設等の被害調査に関すること。 2. 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3. 緊急輸送施設の確保に関すること。
農政対策部 (農政部長)	農政班	農政課	1. 農政対策部の総括に関すること。 2. 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 農産物の汚染状況調査に関すること。 4. 農産物の出荷の制限等に関すること。 5. 風評被害対策に関すること。 6. 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 7. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
農政対策部 (農政部長)	農業経済班	農業経済課	1. 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2. 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1. 農業関係の被害の調査に関すること。 2. 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。 3. 保管されている毒・劇物農薬の安全対策に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1. 農産物の収穫及び出荷の制限等に関すること。 2. 風評被害対策に関すること。 3. 災害救助法に基づく食糧（米穀）の調達に関すること。 4. 炊き出し用主食、副食物のあっせんに関するこ（災害救助法適用米穀を除く）。 5. 救助用食糧のあっせんに関すること。 6. 農産物等の被害の調査に関すること。 7. 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	畜 产 班	畜 产 課	1. 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。 2. 飼料及び畜産物の汚染状況調査に関すること。 3. 飼料及び畜産物の出荷制限等に関すること。 4. 風評被害対策に関すること。 5. 家畜の飼養管理・飼料管理に関するこ。 6. 家畜伝染病予防及び防疫に関するこ。
	農地整備班	農地整備課	1. 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関するこ。 2. 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関するこ。 3. 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関するこ。
	農地保全班	農地保全課	1. 農地、農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関するこ。 2. 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関するこ。
	監理班	監理課	1. 土木対策部の総括に関するこ。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関するこ。
土木対策部 (土木部長)	道路建設班	道路建設課	1. 道路及び橋りょう等の被害の調査に関するこ。 2. 道路の災害予防及び応急措置に関するこ。

対策部名	班名	課名	所掌事務
土木対策部 (土木部長)	道路維持班	道路維持課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2. 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 3. 道路の災害予防及び応急措置に関すること。 4. 緊急輸送道路の確保に関すること。 5. 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
	河川班	河川課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木復旧事業の総括に関すること。 2. 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関すること。 3. 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関すること。 4. 水位、流量その他の情報に関すること。 5. 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 6. 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関すること。
	砂防班	砂防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 砂防関係事業に係る被害の調査に関すること。 2. 砂防関係施設等の応急措置に関すること。
	港湾空港班	港湾空港課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾の被害の調査に関すること。 2. 津波及び高潮対策に関すること。 3. 災害関係航路標識に関すること。 4. 災害時における公有水面に関すること。 5. 空港の被害の調査に関すること。 6. 緊急輸送施設の確保に関すること。
	都市計画班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公園、下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関すること。 2. 施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関すること。
	建築班	建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 2. 建築物及び宅地の被害の調査に関すること。 3. 県営住宅の被害の調査及び対策に関すること。 4. 住宅関係の融資に関すること。 5. 応急仮設住宅の建設に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
国体・全国障害者スポーツ大会対策部 (国体・全国障害者スポーツ大会局長)	総務企画班	総務企画課	1. 国体・全国障害者スポーツ大会対策部の総括に関すること。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	全国障害者スポーツ大会班	全国障害者スポーツ大会課	他の班の応援に関すること。
	競技式典班	競技式典課	他の班の応援に関すること。
	施設調整班	施設調整課	他の班の応援に関すること。
	競技力向上班	競技力向上課	他の班の応援に関すること。
出納対策部 (出納局長)	会計班	会計課	1. 出納対策部の総括に関すること。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	管財班	管財課	1. 本部の応急設営に関すること。 2. 災害時における本庁の施設の利用に関すること。 3. 有線通信の運用及び保守に関すること。 4. 本庁電気施設の保守及び非常発電に関すること。 5. 災害事務のための車両に関すること。 6. 救援物資及び災害対策用物品の調達に関すること。
教育対策部 (教育長)	総務福利班	総務福利課	1. 教育対策部の総括に関すること。 2. 児童、生徒及び学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関すること。 3. 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関すること。 4. 教育事務所との連絡調整に関すること。 5. 教職員の災害補償に関すること。 6. 教職員の健康管理に関すること。 7. 教職員等住宅の被害の調査に関すること。 8. 被災地の学校教育の確保に関すること。 9. 風評被害対策に関すること。 10. 部内各班の連絡調整に関すること。 11. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 12. PAZ避難施設の調整に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
教育対策部 (教 育 長)	学校施設班	学校施設課	1. 学校施設の被害の調査及び対策に関すること。 2. 避難等に係る学校施設の提供・協力・調整に関すること。
	教職員班	教職員課	教職員の動員及び調整に関すること。
	義務教育班	義務教育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2. 授業に係る措置に関すること。 3. 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	高校教育班	高校教育課	1. 生徒の避難その他の対策に関すること。 2. 授業に係る措置に関すること。
	特別支援教育班	特別支援教育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2. 授業に係る措置に関すること。 3. 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	保健体育班	保健体育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること(総括)。 2. 社会体育施設の被害の調査に関すること。 3. PAZ避難施設の調整に関すること。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関すること。
	文化財班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関すること。
災害警備対策部 (警察本部長)	災害警備対策部長が定める班		1. 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 2. 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 3. 交通規制・交通管制に関すること。 4. 死体の見分・検視に関すること。 5. 犯罪の予防社会秩序の維持に関すること。 6. その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。
県立病院対策部 (県立病院事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1. 県立病院との連絡に関すること。 2. 県立病院の被害の調査に関すること。

別表23 緊急時体制における現地本部等の組織図（複合災害時）

別表23 緊急時体制における現地本部等の組織図(複合災害時)

